

政令第百八十一号

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（有線テレビジョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 有線テレビジョン放送法施行令（昭和四十七年政令第四百四十一号）

二 電気通信役務利用放送法施行令（平成十四年政令第十七号）

（放送法施行令の一部改正）

第二条 放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第十条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三条の五」を「第八条」に改め、「放送事業者」の下に「（同項において準用する同条の規定が適用される場合における日本放送協会（以下「協会」という。）を含む。）」を加え、同条第二号中「第三条の四第一

項」を「第六条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第四条第一項」を「第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条中「第九条の二の二」を「第二十二条」に改め、同条第一号中「日本放送協会（以下「協会」という。）」を「協会」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業

第二条第四号中「（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）」を削り、同条第六号中「放送し、又は委託して放送させること」を「放送をすること」に改め、同条第九号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者」に改め、同条第十号中「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、「及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送」を削る。

第六条中「第四十四条の二第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

第七条中「第五十三条の八」を「第一百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）

「に改め、同条第一号イ中「第三条の三第一項」を「第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三条の四第三項」を「第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ハ中「第四条第一項」を「第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ニ中「第九条第一項第三号」を「第二十条第一項第三号」に改め、同号ホ中「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同号ヘ中「第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条」を「第五十二条、第五十四条又は第五十五条」に改め、同号ト中「第三十二条」を「第六十四条」に改め、同号チ中「第四十四条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条第三号中「一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者（協会及び学園を除く。ニにおいて同じ。）」に、「（法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）並びに法第五十二条の四第一項（法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う放送事業者にあつては、法第五十二条の四第一項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項並びに国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実

の概要及び理由」を「（法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）」に改め、同号ハ中「第五十二条の三」を「第一百十条」に改め、同号に次のように加える。

二 法第四百四十七条第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する国内受信者（以下「国内受信者」という。）に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項並びに法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

第七条第五号中「有料放送管理事業者」の下に「（法第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。）」を加え、「第五十二条の六の五」を「第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五百五十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「受託放送事業者」を「基幹放送局提供事業者」に、「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務（以下「

受託放送役務」という。)を「第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務(以下この号において「放送局設備供給役務」という。)」に、「受託放送役務の」を「放送局設備供給役務の」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 一般放送事業者 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者又は法第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項

ニ 法第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

(電波法施行令の一部改正)

第三条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電波法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（検査等事業者に係る登録の有効期間）

第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項第二号ニ及び第三級総合無線通信士の項第二号ロ(2)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表第二級陸上無線技術士の項第一号及び第二号中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう（次号及び第六号において同じ。）。

第三条第二項第五号中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に、「送る放送局」を「送る基幹放送局」に改め、同項第六号中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

（電波法による旅費等の額を定める政令の一部改正）

第四条 電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「放送法」を「並びに放送法」に、「第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第九条並びに電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十一条」を「第百八十条」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第五条 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「放送局」を「基幹放送局」に、「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を「電波法（以下「法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局」に、「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に、「送る放送局」を「送る基幹放送局」に改め、同条第三項中「電波法（以下「法」という。）」を「法」に、「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改める。

第二条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同表七の項中「

放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第三項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改める。

第四条第一項の甲表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第一項の乙表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第一項の丙表一の項及び丁表一の項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円）とする。

第七条第一項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。

第十九条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局）」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局）」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第五項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

第二十一条第二項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

（電気通信事業紛争処理委員会令の一部改正）

第六条 電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会令

第一条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。

第六条中「並びに第百五十七条第二項並びに」を「第百五十七条第二項並びに第百五十七条の二第二項、」に改め、「第二十七条の三十五第二項」の下に「並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第百四十二条第二項」を加える。

第七条第一項中「並びに第百五十七条第四項並びに」を「第百五十七条第四項並びに第百五十七条の二第四項、」に改め、「第二十七条の三十五第四項」の下に「並びに放送法第百四十二条第四項」を加える。

第十五条中「及び第百五十七条第一項並びに」を「第百五十七条第一項及び第百五十七条の二第一項、」に改め、「第二十七条の三十五第一項」の下に「並びに放送法第百四十二条第一項」を加え、「及び第百五十七条第三項並びに」を「第百五十七条第三項及び第百五十七条の二第三項、」に改め、「第二

十七条の三十五第三項」の下に「並びに放送法第四百四十二条第三項」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一百一十一条の四第一項中「一般放送事業者（次条第二項及び第三項において単に「一般放送事業者」という。）」を「基幹放送事業者（法第一百五十一条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第一百一十一条の五第二項第一号及び第三項中「一般放送事業者」を「前条第一項に規定する都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」に改める。

第一百一十一条の六中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第八条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第一項の表第三号中「第二条第三号の二に規定する放送事業者」を「第二条第二十

三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

(有線電気通信法施行令の一部改正)

第九条 有線電気通信法施行令(昭和二十八年政令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第十条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十九号中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第十一条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第三号口中「第九条」を「第九条第一号」に改め、同号ハ中「第二条第三号の二に規定する放送事業者」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

(首都圏整備法施行令等の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

一 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第七条の二第二号

二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第八号ソ

三 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五条第八号レ

（下水道法施行令の一部改正）

第十三条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第十四条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又は放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に改め、「（委託放送事業者にあつては、

受託放送事業者に委託して放送を行わせること」を削り、「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十五条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号ソ中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

第八十三条の二中「第四十五条第一項第八号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第一号中「第九条」を「第九条第一号」に改め、同条第二号中「第二条第二号」を「第二条第五号」に改め、同条第三号中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項（定義）に規定する有線テレビジョン放送」を「有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第十六条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中「及び一般放送事業者」を「及び基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第十六条第二項、第十八条第二項及び第三十条第一項第一号ハ中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正）

第十七条 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号を削り、同条第二十一号中「放送事業」を「基幹放送」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十八条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「（次号において「放送局」という。）」を削り、同項第四号を次のように改

める。

四 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十二号（定義）に規定する特定地上基幹放送事業者（日本放送協会を除く。）又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が開設する基幹放送局（電波法第六条第二項（免許の申請）に規定する基幹放送局をいう。以下この号において同じ。）で、これらの者が開設する他の基幹放送局から放送される放送番組を中継して放送するために開設するもの

第三十条中「から第五十六号まで、第五十八号」を「、第五十五号」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行なうための設備の項中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送」を「有線電気通信設備を用いて

行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送」に、「行なう」を「行う」に改め、同表有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行なうための設備の項を削る。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十号を削り、同条第二十一号中「放送事業」を「基幹放送」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（信用金庫法施行令等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

- 一 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十六条第二項
 - 二 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条の八第二項
 - 三 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条の九第二項
 - 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十一条の四第二項
 - 五 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第二百一十一條第四項
 - 六 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条の五第二項
 - 七 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十条第二項
- （都市計画法施行令の一部改正）

第二十二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十三号中「による放送事業」を「第二条第二号に規定する基幹放送」に改める。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正）

第二十三条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「、有線放送電話業務若しくは放送事業」を「若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）」に改める。

（沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十四条 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項第三号中「第十六条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第二十七条第四項」を「第五十二条第四項」に改める。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第二十五条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十五号から第二十七号までを次のように改める。

二十五 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送又はテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十六及び二十七 削除

(水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十六条 水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「有線放送電話業務の用に供する施設又は」を削る。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第二十七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表一の項中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送」に改め、同表十の項を次のように改める。

十	削除	
---	----	--

附則第四項の表有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設の項を削る。

(文化財保護法施行令の一部改正)

第二十八条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務」を「基幹放送(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。)若しくは有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「(第五条関係)」を「(第五条、第五条の二関係)」に改め、同表第十号を次のように改める。

十 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

別表第二第二十八号を次のように改める。

二十八 削除

別表第二第四十三号を次のように改める。

四十三 削除

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正)

第三十条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和

五十二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を削る。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三十一条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号を次のように改める。

十八 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又

は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

(銀行法施行令の一部改正)

第三十二条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の五第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く」に改める。

第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第三十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第

一項に規定する有線テレビジョン放送」を削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第三十四条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の五の五第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く」に改める。

第四十四条の五第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大

学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第七十二条の二第二項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号イ中「第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。）

」を「第一百六条第一項に規定する基幹放送事業者」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 放送法第二百二十五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者 同項に規定する外国人等

第二十八条第二号ハ中「第五十二条の三十二第一項」を「第一百六十一条第一項」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行

令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十九号又を次のように改める。

又 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園、その行う放送法第二条第二号に規定する基幹放送（以下この号において単に「基幹放送」という。）に係る同法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第四百七条第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。以下この号において「特定基幹放送事業者」という。）及び同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者（同号に規定する基幹放送局設備を特定基幹放送事業者である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者の行う基幹放送の業務の用に供するものに限る。）

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十八条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次のように改める。

十九 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又

は同法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六号を次のように改める。

六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（

平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条

第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四

号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。

以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の

放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをその

まま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第四十条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九十八号を次のように改める。

九十八 削除

第四百四十九号を次のように改める。

百四十九 削除

第二百三十七号を次のように改める。

二百三十七 削除

第三百八十二号を次のように改める。

三百八十二 削除

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四十一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次のように改める。

十九 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

（所得税法施行令の一部を改正する政令及び法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十二条 次に掲げる政令の規定中「を除く。」と」の下に「、同号ホ中「第五十三条第一項」とあるのは「第六百六十七条第一項」と」を加える。

一 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項

二 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四十三条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一総務省の項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第四十四条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第三号、第八十三条第三号及び第八十四条第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。

第八十五条第一号中「に開設する放送局」を「の放送局」に、「第二条第三号」を「第二条第二十号」に改め、「及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送」を削り、同条第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。

第二百三条第六号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を加える。

第二百二十五条第一項中「、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日)以下「施行日」という。)から施行する。

(電気通信事業紛争処理委員会令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に第六条の規定による改正前の電気通信事業紛争処理委員会令(以下この条において「旧委員会令」という。)第一条第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の特別委員である者は、施行日に、第六条の規定による改正後の電気通信紛争処理委員会令第一条第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の特別委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、旧委員会令第一条第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の特別委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第八条の規定による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 放送法等改正法附則第七条の規定により放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号。以下「旧有線放送電話法」という。）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第十七条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十条の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によ

ることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十三条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市緑地法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十五条の規定による改正後の都市緑地法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する施設の整備に関する事業については、第二十六条の規定による改正後の水源地域対策特別措置法施行令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が旧有線放送電話法第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設の整備に係る補助については、第二十七条の規定による改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条及び附則第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(文化財保護法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十八条の規定による改正後の文化財保護法施行令第四条第六項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 特定商取引に関する法律施行令第五条の二の規定は、次の各号に掲げる者が施行日前に締結した

契約、施行日前に受けた申込み又は施行日以後にその申込みにより締結した契約に係る役務の提供であつて当該各号に定める役務の提供に相当するものについては、適用しない。

一 次に掲げる者 第二十九条の規定による改正前の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第二第十号に規定する役務の提供

イ 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法第二条の規定による改正前の放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号。以下「旧放送法」という。）第二条第三号の二に規定する放送法等改正法第四条の規定による改正前の電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号。以下「旧電波法」という。）の規定により放送局の免許を受けた者である者（旧電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送を行う者を除く。）で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定により放送法等改正法第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ第二十九条の規定による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

ロ 放送法等改正法の施行の際現に旧放送法第五十三条の九の三に規定する旧電波法の規定により受信

障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者である者で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定により新電波法第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

ハ 放送法等改正法の施行の際現に旧放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者である者で、放送法等改正法附則第八条第二項の規定により放送法等改正法第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第九十三条第一項の認定を受けたもの又は新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

二 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第二号の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第十二条の規定による届出をしている者で、放送法等改正法附則第五条第一項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたもの又は新放送法第二百十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの 旧令別表第二第二十八号に規定する役務の提供

三 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第三号の規定による廃止前の電気通信役務

利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項の規定による登録を受けている者で、放送法等改正法附則第六条第一項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたもの又は新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

旧令別表第二第四十三号に規定する役務の提供

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに放送法等改正法の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後の犯罪行為の事実等については、第四十条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第九十八号、第四百四十九号、第二百三十七号及び第三百八十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、有線テレビジョン放送法施行令等を廃止し、放送法施行令等の情報通信関係政令の規定の整備を行うほか、他の関係政令における用語の整理等を行う必要があるからである。